

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月16日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月31日から同年11月20日まで縦覧に供する。

令和7年10月24日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
まんのう町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上田井長田地区	まんのう町建設土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 真野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 佐文地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西部2地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西部3地区	〃